

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 総合特別区域計画の概要

1 総合特区により実現を図る目標（定性的な目標）

個別化・予防医療時代に対応した、グローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出

2 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

3 政策課題

(1) 個別化・予防医療などを実現するためのデータサイエンスの活用等の推進

＜解決策＞

医療・健診・健康等データの利活用環境の整備による健康・医療関連産業の活性化及び未病産業の創出

(2) 医薬品・医療機器・再生医療等製品等の早期実用化のためのレギュラトリーサイエンス及び国際共同治験・研究の推進

＜解決策＞

革新的な医薬品・医療機器・再生医療等製品等の新たな評価・解析手法の確立と国際共同治験・研究の迅速化

(3) 大学等の優れた要素技術の産業化と既存産業の医療・健康分野などへの展開

＜解決策＞

ニーズ主導のマッチングによる新事業・ベンチャー企業の創出や未病産業など新たな分野の産業化及びその国内外市場への展開並びにこれらを担う人材育成

4 評価指標

(1) 特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果

ア 特区関連事業による投資額 475 億円

イ 特区関連事業の就業者の増加数 1,100 人

ウ 特区関連事業の研修等の受入数 245,000 人

(2) 個別化・予防医療及び未病改善などを実現するためのデータサイエンスの活用等に取り組む事業数 30 件

(3) 医薬品・医療機器・再生医療等製品等の早期実用化に向けた取組として、国際共同治験件数 280 件

(4) 新たに展開された商品・サービスの創出として、医薬品・医療機器・再生医療等製品等の新規開発件数 8 件